

Formula CFD 取引規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、お客様とドットコモディティ（以下、「当社」といいます。）の間で行う『Formula CFD（フォーミュラ・シー・エフ・ディー）』（Contract For Difference：差金決済契約）に関する権利義務を明確にするための取り決めです。

(事前交付書面の交付)

第2条 Formula CFD は、この規程（以下「本規程」といいます。）、「Formula CFD 取引ガイド」および「Formula CFD インフォメーションシート」を事前交付書面とし、その交付を以って、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(取引口座の開設)

第3条 お客様は、Formula CFD を行うにあたり、当社に Formula CFD 取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設が必要となります。お客様は、以下の要件を満たす場合に、本口座の申込みを行うことができます。

- (1) 年齢が 20 歳以上であること
 - (2) 当社から開示する事前交付書面についてご理解の上、同意されること
 - (3) インターネットのご利用環境が整っていること
 - (4) 生活に支障のない範囲の資金で取引を行うこと
2. お客様から本口座の申込みがあったときは、当社では、当社の審査基準にしたがい可否の審査を行います。当社によるお客様への本口座の開設承諾をもって、取引を行うことができます。

(取引日および時間)

第4条 お客様が Formula CFD を利用できる取引の日および時間は当社の定めることとします。

(取扱商品)

第5条 お客様が Formula CFD を利用して取引できる商品は、当社が定めるところとします。

(取引手数料)

第6条 お客様が Formula CFD により行う取引の手数料は、無料とします。

(Formula CFD 取引口座)

第7条 Formula CFDにおいて、当該取引に係る証拠金（以下、「証拠金」といいます。）、当該取引について転売または買戻を行った場合の損益金およびその他授受する金銭は、すべて Formula CFD 取引口座内で処理します。

（取引対象および返済方法）

第8条 Formula CFD は、海外の商品先物取引所に上場している商品および SPOT（スポット）商品を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて取引されます。

2. Formula CFD の決済は、すべて転売もしくは買戻による差金決済とします。

（注文の指示）

第9条 Formula CFD の取扱銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行については、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行います。

（注文の受付）

第10条 お客様は、Formula CFD の注文を、Formula CFD にかかる専用システムからのみ行うものとし、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファクシミリ、電子メール等、Formula CFD 専用システム（以下「本システム」といいます。）以外の注文はできないものとします。

2. 本システムによる注文は、お客様が注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受付けたものとします。

（注文の変更および取消）

第11条 本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り本システムを利用して、これを変更および取消することができます。

（注文の執行等）

第12条 当社が受付けたお客様の注文が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文の執行を行わないものとします。

- (1) 必要証拠金が不足となった場合
- (2) 注文の内容が本規程または当社の定めるルール等に違反する場合
- (3) その他、当社が不相当と判断した場合

（注文等の取次または委託）

第13条 お客様は、当社が Formula CFD に関する注文および本取引に関連する事務処理を、当社と間で契約を交わした当社指定の第三者に取次または委託することを、あらかじめ承認するものとします。

(取引および金利調整額に適用する為替レート)

第14条 Formula CFD の取引にかかる為替レート、および金利調整額に適用する為替レートは、当社が指定する市場レートに基づき適用されるものとします。

(注文の執行および処理)

第15条 Formula CFD の約定日 (以下、「約定日」という) は、お客様の注文に係る取引の成立を確認した日とします。

2. ご注文は当社が定めた取扱時間内に限ります。
3. 時差、取扱時刻等の関係からお客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります。

(証拠金)

第16条 Formula CFD に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により当社に預託するものとします。
- (2) 証拠金は、すべて日本円による現金により充当します。有価証券、外貨は充当することはできません。
- (3) お客様が Formula CFD に係る証拠金として当社に預託している金銭の引き出しを行なう場合は、当社の定める方法によるものとします。
- (4) Formula CFD では取引条件を変更することができることとし、取引条件を変更した場合は、保有ポジションに対しても変更後の取引条件を適用できるものとします。
- (5) お客様が当社に預託する Formula CFD に係る証拠金は、当社の資金とは分別して管理するものとします。

(ポジションの限度)

第17条 Formula CFD によるポジションの制限は、原則、定めません。しかし、天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、ポジションの制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく強制的にポジションを決済することで制限させていただく場合があります。

(差金決済の時限等)

第18条 新規建取引成立後の差金決済処理については、次の各号に定めるところとします。

- (1) 転売または買戻による差金決済については、商品ごとに定める当社の指定する日時までとします。
- (2) 決済後に発生する損益金の授受は、日本円で行います。

(決済条件の変更)

第19条 天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、Formula CFD について決済期日等の決済条件の変更を行う場合があります。

(取引条件の変更)

第20条 次の各号に定める Formula CFD の取引条件は、当社の判断で変更することがあります。この場合、当社は速やかにその内容を本システムにて告知します。

- (1) お客様の Formula CFD に係る証拠金率
- (2) お客様の Formula CFD に係る手数料（率）
- (3) お客様の Formula CFD に係る取引単位
- (4) お客様の Formula CFD に係るロスカット水準
- (5) お客様の Formula CFD に係るレバレッジ

(取引に関する通知)

第21条 お客様の Formula CFD に係る注文の約定、ポジション、証拠金等の残高は、本システムにより電磁的な方法で通知を行います。

(ロスカット)

第22条 お客様の保有ポジションがあらかじめ当社と同意して設定した条件（ロスカット条件）に達した場合、もしくは達する危険性があると当社が判断した場合には、Formula CFD 口座内のすべてのポジションをお客様に事前に通知することなく、当社にて転売または買戻しをお客様の注文として任意に行ないます。

(ロスカットによる証拠金不足金の発生)

第23条 前条のロスカットにより Formula CFD 口座内のすべてのポジションの決済後、お預かりした証拠金以上の損失が発生した場合には、発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。

(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

第24条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客様が保有する未決済ポジションの全部または一部について、それを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができるものとします。また、この場合、当社からの通知、催告等がなくても Formula CFD に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務をご弁済いただくこととなります。

- (1) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) お客様の Formula CFD に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差

- 押、保全差押または差押の命令、通知が発生されたとき
- (3) お客様の Formula CFD に係る債務またはその他一切の債権のいずれかについて差押、または競売手続の開始があったとき
 - (4) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
 - (5) お客様が意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
 - (6) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき
2. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって Formula CFD に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただくこととなります。
- (1) お客様の Formula CFD に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客様が当社との本規程またはその他一切の取引のいずれかに違反したとき

(強制決済による転売または買戻)

- 第25条 お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に Formula CFD 口座を通じて行っている未決済ポジションの全部または一部につき、それを返済するために必要な転売または買戻を、お客様に事前に通知することなく、当社の判断によりお客様の注文として行います。この場合、当社の判断によりお客様の注文として行った Formula CFD における取引についての転売または買戻の結果、お客様と当社との Formula CFD における取引は当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う義務は、お客様の当社に対する債務となり、催告なしに直ちにお支払いいただきます。
2. 前条第1項各号のいずれかに該当し、当社の判断により転売または買戻を行った結果、損失が生じた場合には、当社に対してその額に相当する金銭を直ちにお支払いいただきます。

(遅延損害金の支払)

- 第26条 お客様が Formula CFD に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払いいただきます。

(債権譲渡等の禁止)

- 第27条 お客様の Formula CFD に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

(利息)

- 第28条 当社は、Formula CFD に関しお客様が当社に差し入れた証拠金、取引による生じたお

お客様の売買差益金および金利調整額における金銭については、付利をいたしません。

(報告)

第29条 第24条第1号および第2号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し直ちに書面をもって、その旨を連絡することとします。

(届出事項の変更)

第30条 当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対し直ちに書面および電磁的な方法をもってその旨を届け出る義務があります。

(報告書等の作成および提出)

第31条 裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」と総称する。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要求される場合には、お客様に係る Formula CFD の取引内容その他を報告することがあります。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものものとします。

(免責事項)

第32条 次の各号に掲げる損害について、当社は免責されます。

- (1) 天変地異、政変、ストライキ、金融市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、Formula CFD の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 金融市場の閉鎖・混乱等により、当社が取引に応じ得ないことよって生じる損失
- (3) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ない事により生じる損失
- (4) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために Formula CFD に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (5) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (6) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピュータ・システム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社の故意または重大過失に起因するものを除く）等、取引に係るコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害
- (7) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失

(通知の効力)

第33条 お客様の届け出た住所または事務所にあて、当社によりなされた Formula CFD に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または、到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(通話録音)

第34条 お客様は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等が、当社の通話記録システムにより記録されていることを了承します。

(利用の解除)

第35条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して事前に通知した上で、Formula CFD の利用を解除することができるものとします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合
 - (2) お客様が本規程第 24 条第 1 項各号および第 25 条第 1 項に該当することとなった場合
 - (3) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
 - (4) お客様が本規程に違反した場合
 - (5) 当社がお客様の Formula CFD の利用を不適切と判断した場合
 - (6) 当社が Formula CFD の運営を一時的に停止または廃止した場合
2. Formula CFD を解除する場合、当社はお客様からお預りした証拠金の全額をあらかじめご登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことができるものとします。

(適用法)

第36条 この規程は日本国の法律が適用され、解釈されるものとします。

(合意管轄)

第37条 お客様と当社との間の Formula CFD に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(Formula CFD のサービス停止)

第38条 当社は、Formula CFD にて取扱うサービスに対して、米国、豪州、日本における行政府からの命令指導が行われた場合、それに則り適切に対処いたします。その際、サービスの全部もしくは一部を停止させていただくことがあります。また、サービスを停止することとなった場合には、お客様の保有ポジションを、当社が定めるサービス停止日までに反対売買により決済していただくことがあります。

2. 前項による決済において生じた損金については、お客様に帰属するものとします。

(規程の変更)

第39条 本規程は、必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します。

附 則：本取引規程は平成 21 年 4 月 13 日より施行します。

改定年月日：本取引規程は平成 22 年 7 月 26 日より実施します。